

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成 23年10月31日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府亀岡市北古世町2丁目15番1号		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ニチコン亀岡株式会社 代表取締役工場長 酒井 武雄 電話 0771-22-5541					
主たる業種	電子部品製造業	細分類番号	2 8 9 9				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第4号						
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで						
基本方針	生産性向上及び歩留改善活動の推進により、エネルギー（電力、A重油、LPG、ガソリン）の消費量を削減する。						
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステム ISO14001(1998年11月取得)で定めている社内規程に基づき、事務局（環境管理室）を設置して課単位で環境改善活動に取り組んでいる。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 20~22年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,261.0 トン	6,835.1 トン	6,835.1 トン	6,835.1 トン	60.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,042.7 トン	6,835.1 トン	6,835.1 トン	6,835.1 トン	69.1 パーセント	
目標の根拠		23年度以後も生産変動の予想が困難なため、生産変動に左右されない原単位を管理指標に設定しておりそれを基に温室効果ガスの排出量を設定している。 (基準年度に対してH23以後は生産増が見込まれている。)					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 20~22年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (電力消費量/生産金額)	1.52	1.33	1.31	1.30	-13.33 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		電力消費量(kg-CO2)/生産金額(千円)を原単位の指標として、H22年度を基準にH25年度には3%の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		16.0 トン	16.0 トン	16.0 トン	16.0 トン		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	電気炉、乾燥炉の効率運転を図る。					
	(24)年度	電気炉、乾燥炉の効率運転に加えて照明のLED化を推進する。					
	(25)年度	電気炉、乾燥炉の効率運転に加えて照明のLED化を推進する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	居住地から工場までで交通機関がある者は原則交通機関を利用しての通勤を推奨している。					
	上記の措置を採用する理由	温室効果ガスの排出削減及び通勤者のリスク軽減。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	亀岡市役所が主管の「地球温暖化対策会議」に亀岡市の製造企業代表委員として参画している。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。